

中部山岳国立公園  
後立山地域管理計画書

平成8年3月

環境省自然保護局  
中部地区国立公園・野生生物事務所

目	次	ページ		ページ
第1 管理計画区設定方針	.....	1	(2) 利用者の誘導、規制	3 0
(1) 山岳地域管理計画区の概要	.....	4	(3) 利用者の安全対策	3 1
(2) 柵池管理計画区の概要	.....	8	(4) その他	3 1
(3) 扇沢管理計画区の概要	.....	1 1	第7 地域の美化修景に関する事項 (各地区共通)	3 1
第2 山岳地域管理計画区	.....	1 3	(1) 美化清掃計画	3 1
1 管理の基本的方針	.....	1 3	(2) 修景緑化計画	3 2
(1) 保護に関する方針	.....	1 3	第8 自然資源の保護管理に関する事項 (各地区共通)	3 2
(2) 利用に関する方針	.....	1 3	第9 その他 (各地区共通)	3 2
2 風致景観の管理に関する事項	.....	1 4	(1) 利用者負担について	3 2
(1) 許可、届出等取扱方針	.....	1 4	(2) クリーンエネルギー(太陽光、風力、小水力等)について	3 2
(2) 公園事業取扱方針	.....	1 6	(3) ヘリコプター等の利用について	3 3
第3 柵池管理計画区	.....	2 0	(4) テレビ等の撮影、取材について	3 3
1 管理の基本的方針	.....	2 0	別紙1	
(1) 保護に関する方針	.....	2 0	後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領	3 4
(2) 利用に関する方針	.....	2 0	別紙2	
2 風致景観の管理に関する事項	.....	2 1	北アルプス南部地区宿舎事業(山小屋)取扱要領	3 9
(1) 許可、届出等取扱方針	.....	2 1	参考事項	
(2) 公園事業取扱方針	.....	2 3	(1) 後立山地域管理計画検討会検討員名簿	4 4
第4 扇沢管理計画区	.....	2 6	(2) 作成経緯及び検討経緯	4 5
1 管理の基本的方針	.....	2 6		
(1) 保護に関する方針	.....	2 6		
(2) 利用に関する方針	.....	2 6		
2 風致景観の管理に関する事項	.....	2 6		
(1) 許可、届出等取扱方針	.....	2 6		
(2) 公園事業取扱方針	.....	2 9		
第5 地域の開発、整備に関する事項 (各地区共通)	.....	3 0		
第6 利用者の指導等に関する事項 (各地区共通)	.....	3 0		
(1) 自然解説に関する事項	.....	3 0		

## 第1 管理計画区設定方針

中部山岳国立公園は、昭和9年12月4日に国立公園に指定され、昭和59年6月15日には公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成4年7月14日に本公園の利用拠点となっている集団施設地区を中心とした公園計画の点検が行われ、現在、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県にまたがる4市7町8村に係る面積174,323haの国立公園となっている。

本国立公園は本州の中央部に位置し、飛騨山脈と総称され、北は剣岳から南は乗鞍岳にかけて3,000m級の高峰が連なるわが国でも屈指の山岳地域であり、立山連峰、後立山連峰、槍穂高連峰の各地域に大別することができる。

また、槍ヶ岳から東へ派生した燕・常念連峰及び独立峰的な観を呈する乗鞍岳が加わって本公園を構成している。

今回の管理計画は、このうち後立山連峰を中心とする地域（以下「後立山地域」という。）において作成するものである。

後立山地域は、本国立公園の北東部にあり、白馬岳、鹿島槍ヶ岳、針ノ木岳などを主山稜とする後立山連峰から東側山麓を含む細長い範囲である。

後立山地域管理計画は、当地域の優れた自然景観の保護と適正な利用の推進を図るため、従来の管理実態を踏まえ、更に実状に即した新たな検討を加えて、管理の方針を定め、国立公園管理業務の一層の徹底と円滑化を図ろうとするものである。

後立山地域管理計画区は、地理的に南北に細長い区域であり、自然条件（山岳景観、湿原景観等地域の主たる自然景観）、利用形態（登山利用、湿原鑑賞、一般観光等地域の主たる利用実態）及び公園計画上の取扱い（集団施設地区）等を勘案して、次の3地区に区分する。（別図参照）

- （1）山岳地域管理計画区
- （2）樽池管理計画区
- （3）扇沢管理計画区

中部山岳国立公園  
後立山地域管理計画区  
区分区

凡例



国立公園区域

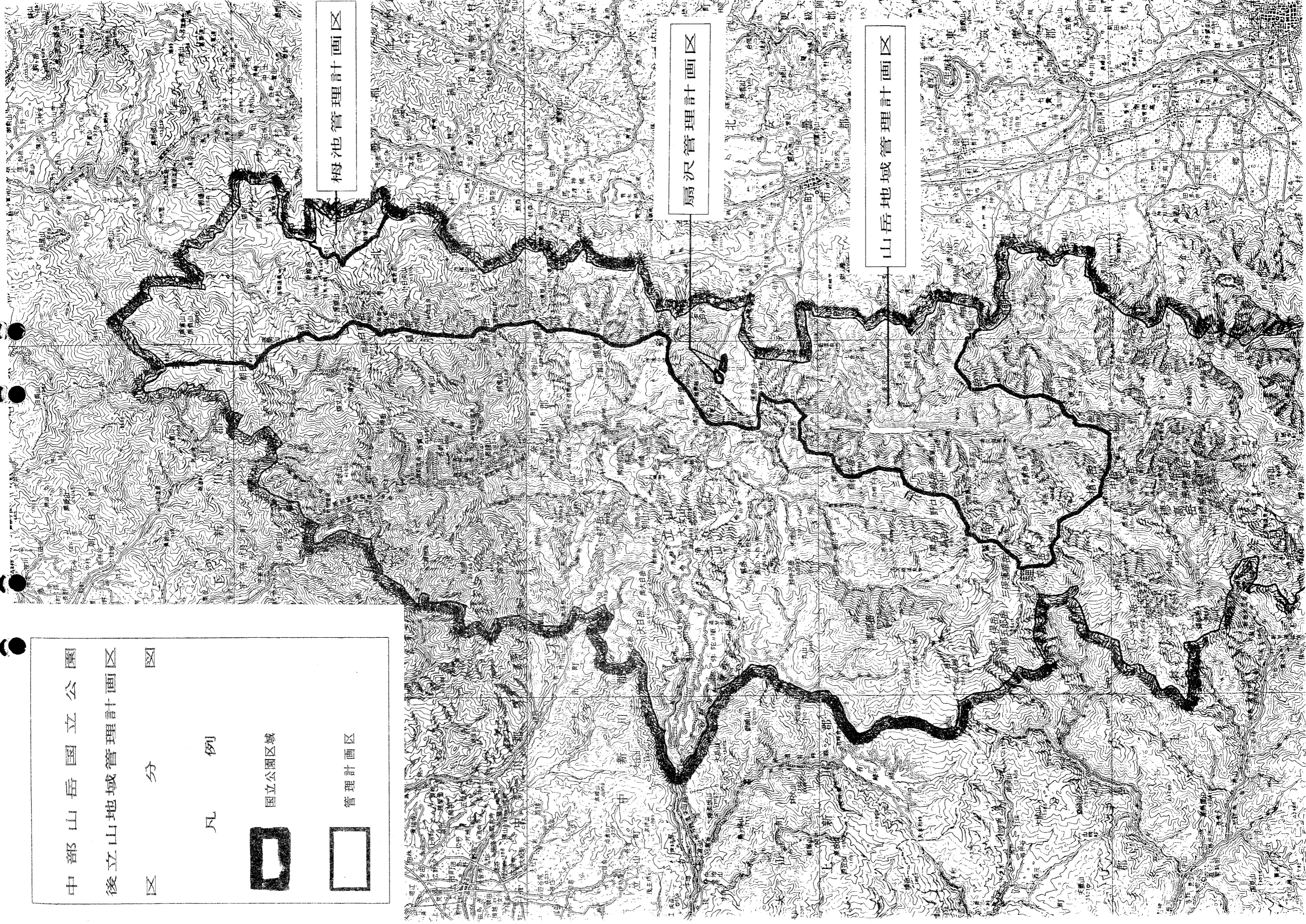


管理計画区

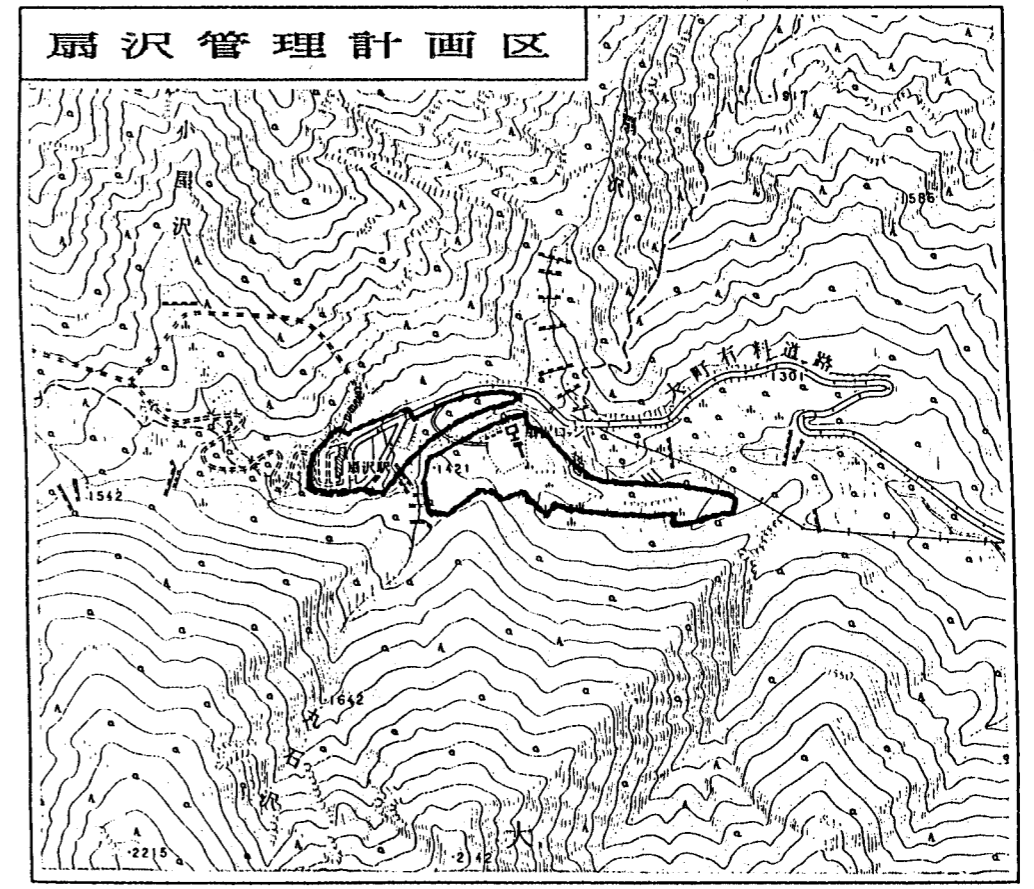
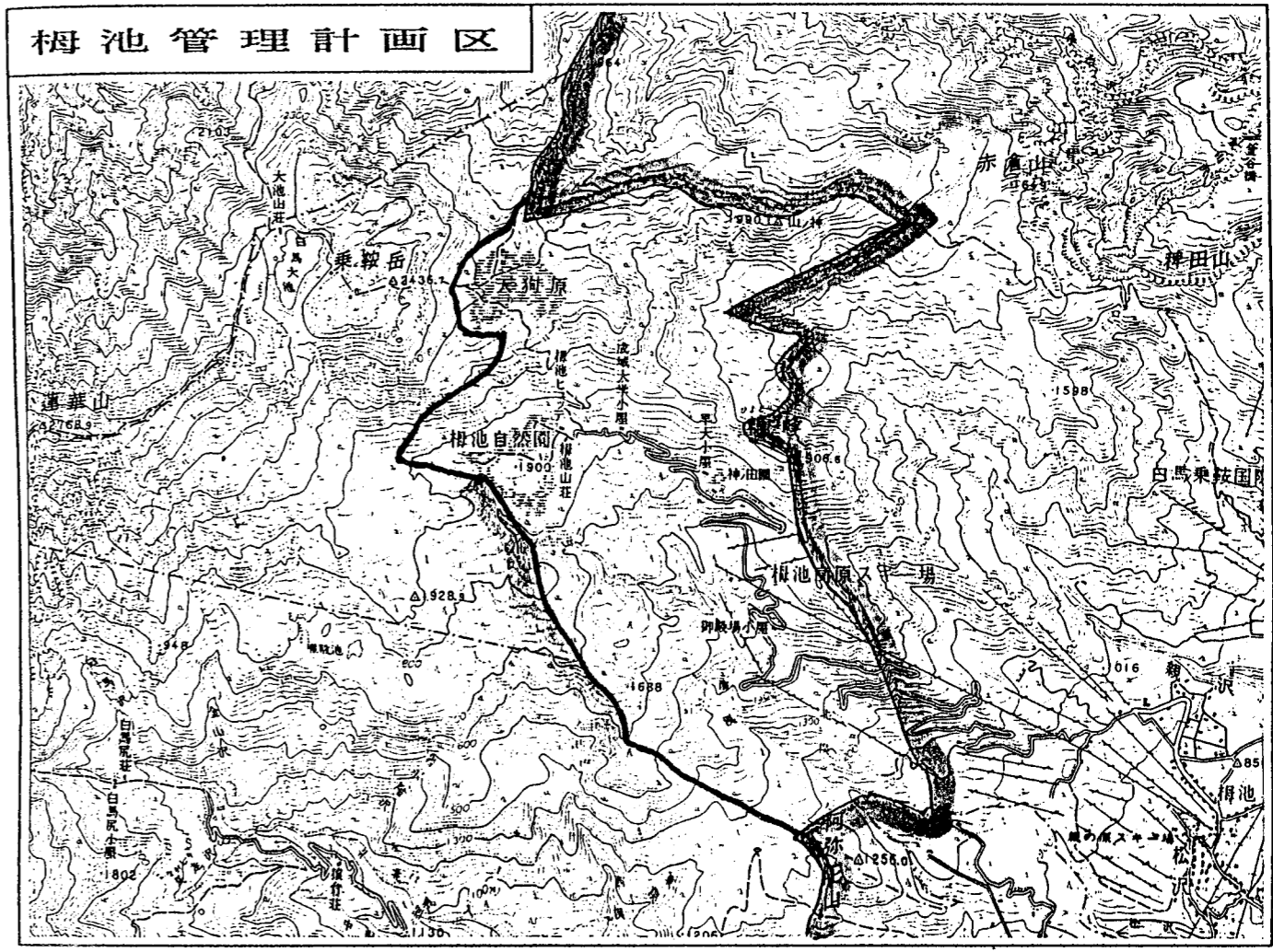
梅池管理計画区

扇沢管理計画区

山岳地域管理計画区



# 管理計画区詳細図



(1) 山岳地域管理計画区の概要

項目	概要
範囲	新潟県糸魚川市 長野県大町市、北安曇郡白馬村、小谷村
土地所有	国有地（国有林）、公有地、民有地
公園計画	<p>保護計画</p> <p>保護規制計画 特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域、指定湖沼（鷲羽池、風吹大池、白馬大池）</p> <p>保護施設計画 植生復元施設（白馬岳）</p>
	<p>利用計画</p> <p>利用施設計画 &lt; 集団施設地区 &gt; なし</p> <p>&lt; 単独施設 &gt;                      （園地）蓮華温泉、七倉、葛温泉、高瀬ダム                      （宿舎）蓮華温泉、船窪岳、烏帽子岳、野口五郎岳、水晶岳、三俣蓮華岳、冷池、種池、新越乗越、針ノ木峠、唐松岳、五竜岳、八峰キレット、白馬岳、大沢出合、七倉、葛温泉、餓鬼岳、燕岳、湯俣、双六池、大天井岳、槍ヶ岳肩、槍ヶ岳東鎌尾根、白馬尻、猿倉、鍵温泉、白馬天狗池、八方山、風吹大池、白馬大池                      （避難小屋）長楯                      （野営場）蓮華温泉                      （スキー場）葛温泉、小日向山、岩岳                      （駐車場）猿倉</p> <p>&lt; 道路 &gt;                      （車道）蓮華温泉線、大町扇沢線、大町葛温泉線、白馬猿倉線</p>

公園計画	<p>（歩道）中俣長楯山線、蓮華温泉朝日岳線、後立山連峰縦走線、風吹大池線、大谷原冷池線、扇沢・種池線、扇沢針ノ木峠線、七倉三俣蓮華岳線、高瀬烏帽子岳線、餓鬼岳燕岳線、猿倉白馬岳線、猿倉白馬鍵温泉線、黒菱唐松岳線、遠見尾根線、樽池白馬大池線</p> <p>利用規制計画 なし</p>
------	---

他法令及び権利制限関係

水源かん養保安林

土砂流出防備保安林

保健保安林

鳥獣保護区（特別保護地区）

史跡名勝天然記念物（白馬連峰高山植物帯、高瀬渓谷の噴湯丘と球状石灰岩、八方尾根高山植物帯）

項目	概要
標高	約600m～2,933m
自然の概要	<p>地形・地質</p> <p>北は朝日岳から南は三俣蓮華岳に至る長大な山脈の後立山連峰を中心とする地域で、白馬岳、唐松岳、鹿島槍ヶ岳、針ノ木岳、烏帽子岳、鷲羽岳等3,000m近い高峰が連なり、極めて優れた山岳景観を構成し、北アルプスの中軸部を形成している。</p> <p>地形的特性としては、白馬岳の非対称山稜や白馬岳、小蓮華山、船窪岳などには周氷河地形の構造土が見られる。</p> <p>また、高瀬川等の渓谷が山を深く刻み込み、地形を一層急峻で複雑なものにしている。</p> <p>地質では、剣岳から後立山連峰、高瀬川流域から燕岳付近にかけて広く花崗岩に覆われており、白馬岳頂上付近には古生層、白馬山麓や八方尾根には蛇紋岩が分布する。</p> <p>また、火山活動をその成因とする安山岩類は、風吹岳、白馬乗鞍岳などにみられる。</p>

項目	概要
自然の概要	<p>動・植物</p> <p>本地域は、大型の哺乳類をはじめ動物相が豊かであり、また、高山帯あるいは高山帯を主として生活する動物の生息が特徴的である。哺乳類では、ツキノワグマ、カモシカ、ノウサギ、オコジョ等、鳥類では、本公園を代表するライチョウやホシガラス、イワヒバリ等の生息が知られている。さらに、タカネヒカゲ、ミヤマモンキチョウ等高山蝶をはじめとする固有の昆虫相も豊かである。</p> <p>植生では、標高1,000m～1,500m前後は、ブナに代表される夏緑広葉樹林、標高1,500m～2,500m前後は亜高山帯針葉樹林のシラビソ・オオシラビソ林が発達し、北部の多雪地帯や雪崩地では針葉樹林の発達が悪くなりダケカンバ林が優占している。概ね標高2,500mより上部は高山帯となり、高山植物群落が発達している。</p> <p>白馬連山高山植物帯は雪田や湿原の発達も多く、多様な環境のもとに白馬岳固有の高山植物を含め、北アルプスで最も高山植物の種類が多い地域である。</p> <p>また、八方尾根では蛇紋岩地であるため標高2,000m前後でありながら高山植物群落や草原・低木林等となった植生等に特色がある。</p>
人文の概要	<p>人文</p> <p>戦国時代には、富山城主佐々成政が天正12年(1584)12月に遠州浜松の徳川家康に援軍を求めため越中ザラ峠から針ノ木峠の冬山越えの記録がある。江戸時代には、黒部谷を治める加賀藩が1640年代から奥山廻りを設け、信州国境の後立山連峰等の警備にあたらせて、木材盗伐等の防止やライチョウ・高山植物の保護も行われた。</p> <p>白馬岳では、明治半ばから末にかけて測量、地質、植物調査などのためそれぞれの専門家によって登頂されており、その成果が発表されるにつれ北アルプスでも最も魅力的な山の一つとして世間の注目を集める様になった。また、スポーツ登山としては、明治27年北アルプスを世に紹介した英国人牧師W・ウェストンが蓮華温泉から往復したのが最初とも言われている。</p> <p>明治後期より一般登山者も増え始め、山小屋も建設されるようになり、以後近代登山のメッカとなっている。</p>

項目	概要											
利用の概要	<p>利用期間</p> <p>登山利用が通年にわたり行われている。一般的山小屋開設期間は、4月下旬～10月中旬。</p>											
	<p>利用者数</p> <p>年間利用者数138千人 「平成6年度後立山(山岳)地域宿泊施設利用者数報告による。」</p>											
	<p>利用状況</p> <p>登山は、積雪期の利用も行われるが多くの夏山利用である。近年、中高年登山者、初級登山者が目立つ。 ある程度のキャンプ利用者があるが、山小屋利用者が主体である。 また、春スキーの利用も見受けられる。</p>											
	<p>利用施設の現況</p> <table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業</td> <td>19軒(その他2軒)</td> </tr> <tr> <td>野営施設</td> <td>野営場</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>駐車場</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>スキー場</td> <td></td> <td>1箇所</td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業	19軒(その他2軒)	野営施設	野営場	1箇所	公共施設	駐車場	1箇所	スキー場	
宿泊施設	公園事業	19軒(その他2軒)										
野営施設	野営場	1箇所										
公共施設	駐車場	1箇所										
スキー場		1箇所										

(2) 柵池管理計画区の概要

項目	概要
範囲	長野県北安曇郡小谷村
土地所有	国有林(国有地)、村有地、部落有地
公園計画	保護計画 保護規制計画 特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域、乗入れ規制地域 保護施設計画 なし
	利用計画 利用施設計画 < 集団施設地区 > なし < 単独施設 > (園地) 柵池、神の田圃 (宿舎) 柵池、御殿場 (スキー場) 御殿場 < 道路 > (歩道) 柵池白馬大池線、柵ノ森柵池線 < 運輸施設 > (索道運送施設) 親ノ原柵池線 利用規制計画 なし

他法令及び権利制限関係

- 水源かん養保安林
- 土砂流出防備保安林
- 砂防指定地

項目	概要
自然の概要	標高 約1,020m~2,200m
	地形・地質 乗鞍岳から南東方向に標高を下げて、親の原台地に向かう山腹斜面で、比較的なだらかな斜面が広がっており、この中に天狗原、柵池自然園、神ノ田圃等の池沼・湿原を伴う平坦地が各所に点在している。 これらの湿原は、乗鞍岳火山の火山噴出物の凹地に湛水したものが起源で、高層湿原となっていて泥炭の発達も良く、上部山岳からの地下水、表流水また雨水などによって涵養されている。
動植物	親の原から柵の森(標高1,600m以下)までの、低山帯から山地帯にかけては牧草地(スキー場)となっており、その周辺下部にブナやミズナラの二次林のほか、上部一帯はブナの自然林が広がっている。 亜高山帯に属する標高1,600~2,200mでは、オオシラビソ林、ダケカンバ林等の自然林に覆われ、その間に天狗原、柵池自然園、神ノ田圃等の高層湿原があり、ミズゴケ類を主とし、クロバナロウゲ、ミズバショウ、オニシモツケ、オニシオガマ等によって湿地性植物群落が形成されている。 動物では、柵池高原総合調査(昭和55年小谷村)によれば、哺乳類がトガリネズミ、ノウサギ、リス、ヤマネ、タヌキ、キツネ、オコジョ等17種、鳥類では72種が確認され、柵池自然園付近ではミソサザイ、ウグイス、ルリビタキ、メボソムシクイ等山地帯から亜高山帯を生息域とする12種が確認されている。多様な森林や池沼が多いため昆虫相も豊富で、亜高山、高山帯にはタカネヒカゲ、クモマベニヒカゲ等の高山蝶や寒地性のオゼイトトンボ等特徴的な種が確認されている。



項目		概要											
利用の概要	利用期間	ロープウェイ運行期間は5月下旬から11月上旬である。 また、冬季は栂池高原のスキー場利用者で賑わう。											
	利用者数	平成6年栂池自然園利用者数104,532人。 スキー場利用者数約100万人(延人)。											
	利用状況	利用の中心は、積雪期での栂池高原のスキー場利用であるが、平成6年に開通した栂池ロープウェイを利用する際の湿原探勝や白馬三山展望、登山利用などの利用者が増加傾向にある。											
	利用施設の現況	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業</td> <td>1軒(その他1軒)</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>園地</td> <td>1箇所(ビジターセンター、公衆便所等)</td> </tr> <tr> <td>スキー場</td> <td>スキー場</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>運輸施設</td> <td>索道運送施設</td> <td>1箇所</td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業	1軒(その他1軒)	公共施設	園地	1箇所(ビジターセンター、公衆便所等)	スキー場	スキー場	1箇所	運輸施設	索道運送施設
宿泊施設	公園事業	1軒(その他1軒)											
公共施設	園地	1箇所(ビジターセンター、公衆便所等)											
スキー場	スキー場	1箇所											
運輸施設	索道運送施設	1箇所											

(3) 扇沢管理計画区の概要

項目		概要
範囲		長野県大町市
土地所有		国有地(国有林)
公園計画	保護計画	保護規制計画 第2種特別地域 保護施設計画 なし
	利用計画	利用施設計画 <集団施設地区> 扇沢 [整備計画区] 籠川左岸、籠川右岸  利用規制計画 なし

他法令及び権利制限関係  
土砂流出防備保安林  
鳥獣保護区

項目	概要															
自然の概要	標高	約1,300m～1,450m														
	地形・地質	<p>当該計画区は、蓮華岳、針ノ木岳、鳴沢岳、岩小屋沢岳等の急峻な山脈に囲まれた中央部に位置し、籠川の両岸に介在する段丘状の比較的緩い傾斜地である。</p> <p>地質では、花崗岩類を主とした火成岩が広く分布し、籠川周辺は砂、礫が堆積している。</p>														
概要	動・植物	<p>動物では、サル、カモシカ、タヌキ等14種の哺乳類、シジュウカラ、ユガラ等30種の鳥類が観察されている他昆虫類等が生息している。</p> <p>植物では、籠川沿いにミズナラ、ブナ、ケヤマハンノキ等の夏緑広葉樹林が繁茂している。</p>														
	利用期間	道路開通期間は、概ね4月下旬から11月下旬である。														
利用の概要	利用者数	<p>年間地区利用者数 1,604千人（平成6年自然公園利用状況調）</p> <p>年間宿泊者数 約11千人</p>														
	利用状況	立山黒部アルペンルートの長野県側の起点（大町トンネルの入り口）となっており、一般観光利用が中心であるが、針ノ木岳方面、爺ヶ岳方面等の登山基地ともなっている。														
概要	利用施設の現況	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業宿舎</td> <td>1軒</td> </tr> <tr> <td>休憩施設</td> <td>” 休憩所</td> <td>1軒</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>” 駐車場</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>運輸施設</td> <td>トロリーバス</td> <td>1路線</td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業宿舎	1軒	休憩施設	” 休憩所	1軒	公共施設	” 駐車場	3箇所	運輸施設	トロリーバス	1路線		
宿泊施設	公園事業宿舎	1軒														
休憩施設	” 休憩所	1軒														
公共施設	” 駐車場	3箇所														
運輸施設	トロリーバス	1路線														

## 第2 山岳地域管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### （1）保護に関する方針

- ① 亜高山帯以上は、ライチョウをはじめとする鳥類や高山蝶の生息する原生的な自然林や高山植物群落、湿原など極めて自然度の高い地域であり、厳正に保護する。
- ② 広く利用者等に自然保護思想を普及啓発するとともに、国立公園に関する正しい理解と協力が得られるよう諸施策を講じる。
- ③ 利用拠点及び登山道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化については、情報を収集し、関係機関等とともに植生復元対策等を実施する。
- ④ スカイライン、見通線等主要展望方向の風致景観の保全を図る。

#### （2）利用に関する方針

- ① 当計画区は、後立山連峰縦走をはじめ、白馬三山、鹿島槍ヶ岳、針ノ木岳などの主山稜への登山利用がなされている地域である。山稜部を主体とした本地域の核心部については、今後とも登山を公園利用の基本形態とする。  
また、山麓部については、後立山縦走等の基地あるいは山間の温泉地等として利用されており、適正な公園利用の推進を図っていく。
- ② 森林、高山植物帯（お花畑）等の風致景観を保全するため、野営指定地等を含む利用施設周辺においては、石積、マーキング等により利用可能区域の明確化を図る。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年1月20日環自企第570号）によるほか、下記の方針によって取り扱う。

行為の種類	項目	取 扱 方 針
工 作 物 (建築物)	基本方針	周囲の自然環境と調和した形態、色彩等とし、用途に応じた適正な規模とする。
	構造意匠	外観は山小屋風（屋根形状は原則として切妻、屋根勾配は3/10～5/10）の単純簡素なものとする。
	材料色彩	建築物が目立たないように極力自然材料（木・石/以下同じ）を用いる。 色彩は屋根は焦げ茶色、壁は焦げ茶色又は茶色とする。 自然材料を用いた場合は素材色も可とする（ただし、何ら表面処理等を施さず、風化等により周辺色彩に調和する場合に限る。）。
(電柱)	基本方針	原則として電線路は地下埋設とし、埋設しない時は極力木柱を用いることとする。 色彩は木柱の場合は素材色も可、それ以外は焦げ茶色又は濃灰色とする。
(送電鉄塔)	基本方針	原則として許可しない。
(自動販売機)	基本方針	原則として許可しない。
(遊楽慰霊碑)	基本方針	山麓部での合同慰霊碑以外許可しない。
木竹の伐採	基本方針	通常の森林施業に係るもの、施設の維持管理のため必要なもの、安全確保のため必要なもの以外は、原則として許可しない。
土石の採取	基本方針	災害防止、学術研究（期間を定めたものに限る。）のため等、特に必要なもの以外は原則として許可しない。
水位・水量の増減	基本方針	原則として許可しない。

行為の種類	項目	取 扱 方 針
広告物等 (標識類)	基本方針	目的を達する範囲で必要最小限に留め、主要展望地からの風致景観に留意する。原則として自然材料を用い、地は焦げ茶色（自然材料の場合は素材色も可とする。）とし、文字は白色又は黒色とする。必要に応じ英文等の併記も検討する。
植物の採取	基本方針	学術研究（期間を定めたものに限る。）のため特に必要なもの及び公共機関による植生復元に必要なもの以外は、原則として許可しない。
動物の捕獲	基本方針	学術研究（期間を定めたものに限る。）のため特に必要なもの以外は原則として許可しない。
学術研究共通		次の事項を履行しないものは許可しない。 ① 調査結果は公園管理、利用者サービスの資料として国立公園・野生生物事務所長宛報告すること。 ② やむを得ずお花畑等に立ち入って調査を行う場合は、履物は底の柔らかい物を使用する等、植物の損傷を最小限とする措置を講ずること。 ③ 調査に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用して他の公園利用者との区別を明示すること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の方針によって取り扱う。

事業名	地区名	項目	取扱方針
道路(車道)	各路線	基本方針	既存車道の改良を進めるとともに、袋小路で駐車場が不足する場合の自動車利用について、関係者等各方面の意見を基に、今後の整備方針を検討する。
		付帯施設	危険防止柵は原則としてガードロープ等の視界遮蔽の軽微なものを使用し、色彩は灰色（溶融亜鉛メッキ）、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。
道路(歩道)	共通	法面処理	標識類のデザインを統一し、原則として地は焦げ茶色、文字は白色とする（法令によりデザイン等が定められている場合を除く。）。 モルタル等吹付けは、安全確保上他に代替工法がない場合以外は認めない。やむを得ず認める場合には、つる性植物による緑化や黒色顔料を混入する等風致上の支障の軽減に努める。 また、切取、盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、風致の保護上の支障を軽減するため、緑化やネット工法等の措置を講ずる。 擁壁は、極力自然石（巨石等）積、自然石張りとするが、自然石に模したブロックも可とする。
		基本方針	登山道の難易度や利用者層を勘案し、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。特に標識類（マーキングを含む。）のデザイン・規格等の統一と適正な配置に留意する。 なお、植生保護と快適で安全な利用を進めるため、お花畑や湿原地帯での木道化、ルートのも明確化を図る。 また、登山口においては公園利用に必要な情報を提供するための方策、施設の整備を検討する。 さらに、登山口から山小屋等まで距離が長く、し尿による動植物等への影響が懸念される歩道区間にあつては、維持管理面の対策を含めて公衆便所の設置を検討する。

事業名	地区名	項目	取扱方針
宿 舎	三俣蓮華岳 燕 岳 双六池 大天井岳 槍ヶ岳肩 槍ヶ岳東鎌尾根	基本方針 その他	別紙2「北アルプス南部地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」による。
		同 上	同 上
		同 上	同 上
		同 上	同 上
		同 上	同 上
		同 上	同 上
	蓮華温泉	基本方針	後立山縦走等の登山基地として、また、山間の温泉宿としての雰囲気への保存に留意し、単純簡素なものとする。
		構造・材料・色彩	高さは、既存建物の最高部高さを上限とする。 外壁は極力自然材料を使用する。屋根の形状は、原則として切妻、勾配は3/10～5/10、色彩は茶系色。外壁の色彩は茶系色（漆喰塗等の場合は除く。）。 屋根・外壁とも自然材料を用いる場合は素材色も可とする。
		自動販売機	別紙1「後立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」の取扱いと同様とする。
	七 倉 葛温泉 猿 倉	基本方針	蓮華温泉の基本方針と同様とする。
構造・材料・色彩		高さ（算定方法は審査指針による建築物の高さと同一とする。）は、15m以下、かつ地上3階建以下とする。 外壁は極力自然材料を使用する。屋根の形状は、原則として切妻、勾配は3/10～5/10、色彩は茶系色又は黒系色。外壁の色彩は茶系色（漆喰塗等の場合は除く。）。 屋根・外壁とも自然材料を用いる場合は素材色も可とする。	
	自動販売機	別紙1「後立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」の取扱いと同様とする。	
上記以外 の地区	基本方針 その他	別紙1「後立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」による。	

事業名	地区名	項目	取扱方針
園地	蓮華温泉 七倉 葛温泉 高瀬ダム	基本方針 付帯施設	<p>公園利用の拠点となる重要な施設であり、利用の増進を図る意味で地域の特性を活かした施設を計画的に整備する。</p> <p>① 休憩所、公衆便所は周囲の自然環境に調和したデザインとする。</p> <p>② 野鳥や植物の解説板等自然解説のための施設の整備に努める。</p> <p>③ 園地以外への立入りにより動植物の損傷や裸地化及び利用者の危険の恐れがある場合は、制札、立入り禁止柵等を整備する。</p>
野営場	蓮華温泉	基本方針	<p>朝日岳、後立山縦走の登山基地として、既存施設の適正な維持管理を図るとともに、老朽化した施設の再整備を図る。</p>
スキー場	岩岳	基本方針  スキー場事業区域 保存緑地率  スキー場事業施設 の取扱	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)による。</p> <p>本スキー場は、普通地域内に存するものであり白馬連峰を展望できる既設スキー場を現状規模で充実、整備を図るものとする。</p> <p>なお、今後、施設の整備の際に公園事業化するよう指導するものとする。</p> <p>岩岳スキー場事業決定による。</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)による。</p> <p>① 滑降コース及びゲレンデ</p> <p>滑降コース及びゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる場所、災害発生の危険性の高い場所等は避けるものとする。</p> <p>滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備に当たっては、原則として在来地盤である自然地形のままのゲレンデ又は滑降コースとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。</p>

事業名	地区名	項目	取扱方針
駐車場	猿倉	基本方針  その他	<p>やむをえず造成をする場合には、原則として郷土種による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。</p> <p>② スキーリフト リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>③ 建築物 建築物の屋根の形状は、原則として切妻とする。 建築物の屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、焦げ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。</p> <p>汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。</p> <p>スキー場内における放送等の音響については、静穏な環境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。</p> <p>既存施設の改良程度に留める。</p> <p>(共通) 上記に明記された事業施設以外の取扱いは、原則として「許可、届出等取扱方針」に準ずる。</p>

第3 柵池管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

- ① 高層湿原植物群落を代表とする柵池湿原や天狗原湿原一帯は原生的な自然林に囲まれ、高山蝶等も生息する自然度の高い地域であり、これらを厳正に保護する。
- ② 本地域は、湿原等へ容易に到達できることから、利用者に自然保護思想を普及啓発するとともに、自然の保護と利用に対する正しい理解と協力が得られるよう諸施策を講じる。
- ③ 湿原の周辺等における踏み荒らしや浸食による裸地化については、情報を収集し、関係機関等とともに植生復元対策等の実施を検討する。
- ④ 柵池湿原の地域を中心に、残雪期はスノーモビル等の侵入により樹木の損傷、湿原の貴重な植生が踏み荒らされる等のため乗り入れ規制地域に指定されており、監視の徹底を図る。
- ⑤ スカイライン、見通線等主要展望方向の風致景観の保全を図る。

(2) 利用に関する方針

- ① 当計画区は、柵池湿原や天狗原湿原に到達する索道運送施設、歩道などがあり湿原探勝や白馬三山展望等登山が行われている。また、その下部はスキー場があり、スキー利用など年間を通しての利用がされている地域である。  
湿原を主体とした本地域の核心部については、今後とも湿原の保護を考慮した自然観察、登山を公園利用の基本形態とする。
- ② 白馬岳北域の柵池自然園及び天狗原を中心とする地域の自然環境保全対策、利用者の安全対策、適正な利用等について、小谷村が設置する「柵池自然園地域保全委員会」において検討し、所要の施策に協力する。
- ③ 森林、高山植物帯（お花畑）等の風致景観を保全するため、利用施設周辺においては、石積、マーキング等により利用可能区域の明確化を図る。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年1月20日環自企第570号）によるほか、下記の方針によって取り扱う。

行為の種類	項目	取 扱 方 針
工 作 物 (建築物)	基本方針	周囲の自然環境と調和した形態、色彩等とし、用途に応じた適正な規模とする。
	構造意匠	外観は山小屋風（屋根形状は原則として切妻、屋根勾配は3/10～5/10）の単純簡素なものとする。
	材料色彩	建築物が目立たないように極力自然材料（木・石/以下同じ）を用いる。 色彩は屋根は焦げ茶色、壁は焦げ茶色又は茶色とする。 自然材料を用いた場合は素材色も可とする（ただし、何ら表面処理等を施さず、風化等により周辺色彩に調和する場合に限る。）。
(電柱)	基本方針	原則として電線路は地下埋設とし、埋設しない時は極力木柱を用いることとする。 色彩は木柱の場合は素材色も可、それ以外は焦げ茶色又は濃灰色とする。
(送電鉄塔)	基本方針	原則として許可しない。
(自動販売機)	基本方針	原則として許可しない。
(道標慰霊碑)	基本方針	山麓部での合同慰霊碑以外許可しない。
木竹の伐採	基本方針	通常森林施業に係るもの、施設の維持管理のため必要なもの、安全確保のため必要なもの以外は、原則として許可しない。
土石の採取	基本方針	災害防止、学術研究（期間を定めたものに限る。）のため等特に必要なもの以外は原則として許可しない。
水位・水量の増減	基本方針	原則として許可しない。

行為の種類	項目	取扱方針
広告物等 (標識類)	基本方針	目的を達する範囲で必要最小限に留め、主要展望地からの風致景観に留意する。原則として自然材料を用い、地は焦げ茶色(自然材料の場合は素材色も可とする。)とし、文字は白色又は黒色とする。必要に応じ英文等の併記も検討する。
植物の採取	基本方針	学術研究(期間を定めたものに限る。)のため特に必要なもの及び公共機関による植生復元に必要なもの以外は、原則として許可しない。
車馬の乗入	基本方針	特別保護地区及び第1種特別地域における車馬の乗入れについては、車道以外の乗り入れは原則として許可しない。
動物の捕獲	基本方針	学術研究(期間を定めたものに限る。)のため特に必要なもの以外は原則として許可しない。
学術研究共通		次の事項を履行しないものは許可しない。 ① 調査結果は公園管理、利用者サービスの資料として国立公園・野生生物事務所長宛報告すること。 ② やむを得ずお花畑等に立ち入って調査を行う場合は、履物は底の柔らかい物を使用する等、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ③ 調査に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用して他の公園利用者との区別を明示すること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の方針によって取り扱う。

事業名	地区名	項目	取扱方針
道路(歩道)	梅池白馬大池線 梅ノ森梅池線	基本方針	登山道の難易度や利用者層を勘案し、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。特に標識類(マーキングを含む。)のデザイン、規格等の統一と適正な配置に留意する。 なお、植生保護と快適で安全な利用を進めるため、お花畑や湿原地帯での木道化、ルートの明確化を図る。 また、登山口においては公園利用に必要な情報を提供するための方策、施設の整備を検討する。 さらに、し尿による動植物等への影響が懸念される場合は、維持管理面の対策を含めて公衆便所の設置を検討する。
宿舎	梅池 御殿場	基本方針 その他	別紙1「後立山地区宿舎事業(山小屋)取扱要領」による。
園地	梅池 神の田置	基本方針	公園利用の拠点となる重要な施設であり、利用の増進を図り地域の特性を活かした施設を計画的に整備する。 ① 休憩所、公衆便所は周囲の自然環境に調和したデザインとする。 ② 野鳥や植物の解説板等自然解説のための施設の整備に努める。 ③ 園地以外への立入りにより動植物の損傷や裸地化及び利用者の危険の恐れがある場合は、制札、立入り禁止柵等を整備する。
スキー場	御殿場	基本方針	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)による。 スキー場施設(ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び付帯施設)の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、良好な自然地域及び山岳景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。

事業名	地区名	項目	取扱方針
		スキー場事業区域 保存緑地率	また、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。 御殿場スキー場事業決定による。 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」 (平成3年6月7日環自国第315号)による。
		スキー場事業施設の取扱	① 滑降コース及びゲレンデ 滑降コース及びゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる場所、災害発生の危険性の高い場所等は避けるものとする。 滑降コースの新設又は増設のコース巾は、原則として50mを越えないものとする。また、ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点、中継点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限に留めるものとする。 滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備に当たっては、原則として在来地盤である自然地形のままのゲレンデ又は滑降コースとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。 やむをえず造成をする場合には、原則として郷土種による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。
		その他	② スキーリフト リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。 ③ 建築物 建築物の屋根の形状は、原則として切妻とする。 建築物の屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、焦げ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。 スキー場内における放送等の音響については、静穏な環

事業名	地区名	項目	取扱方針
索道運送施設	親/原標池線	基本方針	境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。  原則として、現状程度の規模、輸送能力とする。自然解説やインフォメーション等のソフト面の充実を図る。  (共通) 上記に明記された事業施設以外の取扱いは、原則として「許可、届出等取扱方針」に準ずる。



第4 扇沢管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

- ① 当計画区は、大町ルートの大町トンネルの入口にあたり、本国立公園立山黒部地域の入口として、また、針ノ木岳等を対象とした登山、自然探勝の基地として位置付けられており、集団施設地区にふさわしい風致の保護に努める。
- ② スカイライン、見通線等主要展望方向の風致景観の保全を図る。

(2) 利用に関する方針

- ① 当計画区には、駐車場、休憩所、宿舎などが整備されており、今後も風致の保護に十分配慮しながら適正な公園利用の推進を図っていく。
- ② 当計画区の扇沢集団施設地区は、本公園の主要利用拠点の一つであり、今後は自然に関する教化施設や散策を主とした園地等の整備について検討していくものとする。
- ③ 利用施設周辺においては、石積、マーキング等により利用可能区域の明確化を図る。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年1月20日環自企第570号）によるほか、下記の方針によって取り扱う。

行為の種類	項目	取 扱 方 針
工 作 物 (建築物)	基本方針	周囲の自然環境と調和した形態、色彩等とし、用途に応じた適正な規模とする。
	構造意匠	外観は山小屋風（屋根形状は原則として切妻、屋根勾配は3/10～5/10）の単純簡素なものとする。
	材料色彩	建築物が目立たないように極力自然材料（木・石/以下同じ）を用いる。

行為の種類	項 目	取 扱 方 針
(電柱)	基本方針	色彩は屋根は焦げ茶色、壁は焦げ茶色又は茶色とする。 自然材料を用いた場合は素材色も可とする（ただし、何ら表面処理等を施さず、風化等により周辺色彩に調和する場合に限る。）。 原則として電線路は地下埋設とする。 埋設しない場合の電柱の色彩は焦げ茶色又は濃灰色、木柱の場合は素材色も可とする。
(送電鉄塔)	基本方針	原則として許可しない。
(自動販売機)	基本方針	原則として許可しない。
(遊覧慰霊碑)	基本方針	山麓部での合同慰霊碑以外許可しない。
木竹の伐採	基本方針	通常の森林施業に係るもの、施設の維持管理のため必要なもの、安全確保のため必要なもの以外は、原則として許可しない。
土石の採取	基本方針	災害防止、学術研究（期間を定めたものに限る。）のため等、特に必要なもの以外は原則として許可しない。
水位・水量の増減	基本方針	原則として許可しない。
広告物等 (標識類)	基本方針	目的を達する範囲で必要最小限に留め、主要展望地からの風致景観に留意する。原則として自然材料を用い、地は焦げ茶色（自然材料の場合は素材色も可とする。）とし、文字は白色又は黒色とする。必要に応じ英文等の併記も検討する。
植物の採取	基本方針	学術研究（期間を定めたものに限る。）のため特に必要なもの及び公共機関による植生復元に必要なもの以外は、原則として許可しない。
学術研究共通		次の事項を履行しないものは許可しない。 ① 調査結果は公園管理、利用者サービスの資料として国立公園・野生生物事務所長宛報告すること。 ② やむを得ずお花畑等に立ち入って調査を行う場合は、履物

行為の種類	項目	取扱方針
		<p>は底の柔らかい物を使用する等、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。</p> <p>③ 調査に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用して他の公園利用者との区別を明示すること。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の方針によって取り扱う。

事業名	地区名	項目	取扱方針
宿 舎	扇沢集団施設地区	基本方針	<p>大町ルート of 長野県側の入口として、また、針ノ木岳等を対象とした登山、自然探勝の基地としての風致の維持に留意し、単純簡素なものとする。</p> <p>高さ（算定方法は審査指針による建築物の高さと同一とする。）は、15m以下、かつ地上3階建以下とする。</p> <p>外壁は極力自然材料を使用する。屋根の形状は、原則として切妻、勾配は3/10～5/10、色彩は茶系色。外壁の色彩は茶系色（漆喰塗等の場合は除く。）。</p> <p>屋根・外壁とも自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</p>
		自動販売機	<p>別紙1「後立山地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」の取扱いと同様とする。</p>
休憩所		基本方針	<p>登山又は自然探勝利用者の休憩施設として既存施設の整備充実を図る。</p> <p>規模は、現状程度とする。</p>
鉄道運送施設	扇沢黒部湖線	基本方針	<p>輸送に直接関係する施設の規模、輸送能力は原則として既存施設程度とし、新たに自然解説やインフォメーション等ソフト面の充実のための施設の整備を図る。</p>
			<p>（共通）</p> <p>上記に明記された事業施設以外の取扱いは、原則として「許可、届出等取扱方針」に準ずる。</p>

<以下第5～9まで各管理計画区共通>

## 第5 地域の開発、整備に関する事項

国立公園・野生生物事務所又は長野県国立公園主管部局は、一般公共事業の事業者に対し、効果的かつ円滑な事業が実施出来るよう、必要に応じ事前に公園利用者と接する機会の多い地元関係者に対する当該事業の説明会等の開催を求めるものとする。

## 第6 利用者の指導等に関する事項

### (1) 自然解説に関する事項

- ① 国立公園の自然や保護に対する理解を促進するため、山小屋等の宿泊施設を自然情報の収集、発信の基地として位置付け、これら自然に関する情報を活用したパンフレットの作成、配布や各種自然観察会の開催等、公園事業者による利用者サービス活動を推進するとともに、より有効なソフトプログラムの開発、運営、公園事業者及び利用者が参加する各種モニタリング等について検討を進める。
- ② 山麓部の遊歩道等において、自然解説板やセルフガイド、パンフレット等の完備した自然観察路の整備について検討を進める。

### (2) 利用者の誘導、規制

- ① 野営場（野営指定地を含む。）以外でのキャンプ禁止を徹底する。
- ② 高山植物の踏み荒らし、盗採、高山蝶等の密猟の防止のため関係機関との連絡調整を密にするとともに、合同パトロール等を充実する。
- ③ 集団登山については、以下の点について適切な指導を図る。
  - ア 混雑期の利用を避ける。
  - イ 小グループ化による利用又は日程の分散を図る。
  - ウ 山岳ガイド利用の推奨等。
- ④ 関係自治体、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。  
当該管理計画区にあつては、特に以下の点について重点的に取り組むこととする。
  - ア 入山前の利用者に規制内容等の周知を図るため、標識類を整備する他、旅行会社やバス等交通機関によるPR等必要な情報の提供について検討を進める。
  - イ 登山者に対し、高山の自然の脆弱さや植生復元の困難さを理解させる。特に歩道外への立ち入り等が植生帯の裸地化を引き起こすことを周知させる。
  - ウ 山岳地の登山道へのペット類の持ち込みは、ライチョウやその他野生動物等への脅威となり、伝染病の蔓延や大型野生動物とのトラブルを引き起こす恐れもあるため持ち込まないよう広く呼びかける。
  - エ 利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える悪影響や、利用者自身にとっても大型野生動物とのトラブルを引き起こす恐れがあることを理解させるととも

に、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。

オ 登山者に対し、山岳地でのし尿処理、雑排水処理の困難さを理解させるとともに、山小屋のトイレ使用時におけるちり紙の分別処理への協力、溶解性のちり紙の使用や洗剤の使用自粛等を広く呼びかける。

カ 上記ア～オの事項をより効果的に普及啓発するため、国立公園利用コード（山岳地版）の作成や標識設置、宿泊拠点での広報等について検討を進める。

- ⑤ パラグライダー等の利用については、安全面や他の利用者に対する影響並びに自然環境への影響等が考えられるので、場所の限定等適切な指導を検討する。
- ⑥ マウンテンバイクの登山道への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりではなく、歩道施設の損傷及び高山帯の脆弱な周辺環境を破壊する恐れがあるため、今後とも持ち込まないよう指導を行う。
- ⑦ 冬季の静寂を求める利用環境及び野生動物等自然環境への悪影響が十分予想されるため、山岳遭難救助等、特に必要と認められる場合を除き、スノーモビル等の走行は行わないよう指導を行う。
- ⑧ 冬季利用者の安全対策及びマナーの徹底については、遭難対策協議会、山小屋、市町村等の山岳関係者ととも適切に実施する。

### (3) 利用者の安全対策

- ① 天候や登山道の状況等を適切に把握し、登山者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。
- ② 近年初歩的な事故等の多発で問題視されている中高年登山者については、その原因が体力の低下や技術不足とその認識不足からのものが多いことから、登山に当たっては、体力や技術に応じた登山計画や経験者の同行などと呼びかけるとともに、山岳ガイド利用を薦めることとする。

### (4) その他

- ① 自然公園指導員等の活動を充実させるため、事務所、指導員間の情報交換に努める。
- ② 国際化に対応するため、標識類（岩礫地帯のマーキングを含む。）のデザイン規格等を統一するとともに標識類の英文等の併記及び英語等の外国語を併記したパンフレット等の整備充実について検討を進める。
- ③ 公園事業として把握されていない登山道であっても、登山利用者が頻繁に利用する路線については、登山者の安全な利用の観点から登山道情報の提供及び登山道の維持、整備の実施について関係機関と検討を進める。

## 第7 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

- ① 発生ゴミ類の減量化対策及びリサイクルについて、地域的に取り組むことを指導

する。

- ② 日常的に収集管理できる場所以外での、ごみ箱の設置は行わない。
- ③ 生ごみ等の放置や埋設処理は、野生動物の生息又は生存に悪影響を及ぼす恐れや公園利用者の大型野生動物とのトラブルを引き起こす恐れがあるため行わないよう指導する。
- ④ 公園事業者や美化清掃団体による活動を一層充実させる。

#### (2) 修景緑化計画

- ① 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講じ、止むを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。
- ② 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる等、当地域以外の植物を用いないよう指導する。

### 第8 自然資源の保護管理に関する事項

国立公園の重要な構成要素である河川、池沼、森林、草原、動植物等の自然資源は、人為的な影響だけでなく、自然状態においても変移を続けるものであるとの認識から、その保護管理に当たっては、その現象を的確にとらえ、将来を予測し、その対策を検討することが必要である。そのために当面緊急を要すると思われる以下の事項並びに公園内をフィールドとする調査研究者のネットワーク作りを進め、調査結果を公園管理、自然解説活動等に反映させる方策について検討を進める。

- (1) 野生生物の生息、生育状況等についての情報収集等
- (2) ごみ放置等により公園利用者とのトラブルが懸念されるツキノワグマの生息状況、保護管理対策等
- (3) 高山蝶等の生態調査等
- (4) 河川及び沢等の水質保全の観点からの関係調査機関との連携
- (5) ライチョウの保護については、鳥獣等保護事業等との連携
- (6) 山小屋、キャンプ場等利用拠点及び登山道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報収集、植生復元対策等関係機関との連携
- (7) 白馬岳高山帯の高山植生については、今後も踏み付けによる荒廃が心配されるため、引き続き監視し、適切な対策のための関係者との連携

### 第9 その他

#### (1) 利用者負担について

快適利用のためのサービスの充実を図るため、利用者負担についてチップ制トイレをはじめ、具体的手法の検討をさらに進める。

#### (2) クリーンエネルギー（太陽光、風力、小水力等）について

化石燃料による自家発電方法に比べ、騒音等の問題が小さいことから、風致景観

の保護上支障のない場合、導入について検討することとする。

#### (3) ヘリコプター等の利用について

- ① ヘリコプターの離発着は、山小屋の荷揚げ、ゴミ運搬、学術研究等でヘリコプターの使用の必要性が十分認められるもの以外は認めない。認める場合であっても極力、運行回数を減らすよう指導する。
- ② ヘリコプター、小型飛行機等による公園内の離発着を伴わない上空遊覧飛行等については、騒音により地上の利用者へ不快の念を与えるうえ、野生動物への悪影響も考えられることから自粛を要請する。

#### (4) テレビ等の撮影、取材について

高山植物帯における取材、番組制作のロケーションについては、事前に市町村等関係機関からの情報収集に努め、歩道外の踏み荒らし等自然保護上の支障が出ないよう指導するとともに、単なる風景等の描写に止まらず国立公園行政の理解を深める内容となるよう要請する。

特にライチョウを対象とするものについては、繁殖や子育て等に影響のないよう、目的、方法等を指導する。

なお、撮影、取材に伴うヘリコプターの離発着及び低空の空中撮影については上記(3)同様取扱うものとする。

## 1 趣旨

この取扱要領は、中部山岳国立公園後立山地区の極めて優れた風致景観の保護を図るとともに、安全で快適な利用の推進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建替、増、改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業（山小屋）の執行の適正を期することを目的とする。

## 2 適用施設

この取扱要領の適用施設は、別表1に掲げる中部山岳国立公園後立山地区の宿舎事業（山小屋）とする。

## 3 山小屋

この取扱い要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿舎の用に供される宿舎事業をいう。

## 4 山小屋の施設の建替及び増改築の取扱方針

(1) 新たな山小屋の設置は原則として認めないものとする。

(2) 山小屋の規模は次のとおりとする。

## ①収容力

収容力の上限は事業決定事項とする。

(収容力は、1畳1人、1ベット1人として算定する。)

## ②敷地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。

## ③延床面積

延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとする。

なお、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、原則として現状の延床面積を上限とする。

延床面積：吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。

地下（階）部分であって別表3の⑤に該当するものは延床面積として算定しない。

(3) 建替及び増改築にあたり、周辺の植物群落等に影響を与える恐れがある場合は、事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じることとする。

(4) 構造及び意匠は次のとおりとする。

① 屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。

② 色彩は、周囲の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色とすることとする。

なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。

(5) その他

建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や、支障木の伐採を避けることとする。

## 5 施設内容

(1) 山小屋の施設は、別表3のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。

(2) 休憩者用スペース（別表3の①）は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。

(3) 常設の特別室（個室形式で特別料金を徴収するような部屋）については、新規に設けないこととする。

(4) 客用の風呂は、原則として新規に設けないこととする。

(5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。

(6) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を考慮しつつ、導入を推進することとする。

(7) 自動販売機は風致景観の保護上支障のない次のもの以外は認めない。

① 屋内形式とする。

② ピクニック及び温泉利用等登山以外の利用者も多い施設であって早朝等における利用者への利便提供上必要があり、建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。

## 6 ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、搬出を検討していくものとする。

なお、ゴミの搬出が困難の場合は、周囲の環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

(1) 収容力に応じたゴミ焼却施設を設けることとし、生ゴミは埋設せず焼却処理あるいは堆肥化等の検討をすることとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくものとする。

(2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。

(3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7 テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8 その他

後立山地区において実態上山小屋として管理経営等がなされている別表2に掲げる施設については、施設の建替等の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

適用施設一覧表

(別表1)

(利用計画名)	(事業決定名)	(事業執行名)	(通称)
12 船窪岳	同 左	同 左	<u>船窪小屋</u>
19 烏帽子岳	同 左	同 左	<u>烏帽子小屋</u>
24 野口五郎岳	同 左	同 左	<u>野口五郎小屋</u>
26 水晶岳	同 左	同 左	<u>水晶小屋</u>
45 冷池	同 左	同 左	<u>冷池山荘</u>
48 種池	同 左	同 左	<u>種池山荘</u>
69 新越乗越	同 左	同 左	<u>新越乗越山荘</u>
76 針ノ木峠	同 左	同 左	<u>針ノ木小屋</u>
87 唐松岳	同 左	同 左	<u>唐松岳頂上山荘</u>
89 五竜岳	同 左	同 左	<u>五竜山荘</u>
94 八峰キレット	同 左	同 左	<u>キレット小屋</u>
98 白馬岳	同 左	同 左	<u>村営頂上宿舎</u>
	同 左	同 左	<u>白馬山荘</u>
109 湯俣	同 左	同 左	<u>晴嵐荘</u>
	同 左	同 左	<u>湯俣山荘</u>
159 白馬尻	同 左	同 左	<u>村営白馬尻荘</u>
	同 左	同 左	<u>白馬尻小屋</u>
163 鍵温泉	同 左	同 左	<u>白馬鍵温泉小屋</u>
164 白馬天狗池	同 左	同 左	<u>村営天狗山荘</u>
165 八方山	同 左	同 左	<u>村営八方池山荘</u>
166 風吹大池	同 左	同 左	<u>風吹山荘</u>
167 白馬大池	同 左	同 左	<u>白馬大池山荘</u>
169 樽池	同 左	同 左	<u>村営樽池山荘</u>

(別表2)

(利用計画)	(事業決定名)	(事業執行名)	(通称)
99 大沢出合	同 左	—	<u>大沢小屋</u>
106 餓鬼岳	同 左	—	<u>餓鬼岳小屋</u>
169 樽池	同 左	—	<u>樽池ヒュッテ</u>
171 御殿場	同 左	—	—

(注) 下線は、後立山地域管理計画区内山小屋を示す。

山小屋に関する機能別施設区分表

(別表3)

- ①休憩者用スペース  
売店、喫茶室等
- ②宿泊スペース  
宿泊室等
- ③パブリックスペース：宿泊者用  
食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等
- ④公共性の高いスペース  
山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等
- ⑤管理スペース  
受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等
- ⑥従業員用スペース  
従業員室、管理人室、従業員浴室等
- ⑦その他

(注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する場合が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。

別紙 2

中部山岳国立公園北アルプス南部地区  
宿舎事業（山小屋）取扱要領

- 1 趣旨  
この取扱要領は、中部山岳国立公園北アルプス南部地区の極めて優れた風致景観の保護を図るとともに、安全で快適な利用の推進を図るため、避難小屋としての役割を併せ持つ山小屋の建替、増、改築等についての指導方針を定め、もって、同地区の宿舎事業（山小屋）の執行の適正を期することを目的とする。
  - 2 適用施設  
この取扱要領の適用施設は、別表1に掲げる中部山岳国立公園北アルプス南部地区の宿舎事業（山小屋）とする。
  - 3 山小屋  
この取扱い要領において「山小屋」とは、主として登山者の宿泊の用に供される宿舎事業をいう。
  - 4 山小屋の施設の建替及び増改築の取扱方針  
(1) 新たな山小屋の設置は認めないものとする。  
(2) 山小屋の規模は次のとおりとする。
    - ①収容力、  
収容力は原則として現状維持とする。  
(収容力は、1畳1人、1ベッド1人として算定する。)
    - ②敷地  
敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。  
なお、敷地外への人為的影響拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図ることとする。
    - ③延床面積  
延床面積は、周辺の風致景観及び当該山小屋の収容力、利用状況等を総合的に勘案して定めるものとし、1,000㎡を上限とする。ただし、延床面積が既に1,000㎡を超えている山小屋については、現状の延床面積を上限とする。  
なお、別表3の③から⑥までのスペースに係る増築については、当該山小屋の利用状況及び周辺の風致景観への影響を勘案して適当と認められる場合に限り、必要最小限の範囲で前項の上限を超えることができる。
- 延床面積：吹き抜け部分は相当階の床面積として算定し延床面積に含める。  
地下（階）部分であって別表3の⑤に該当するものは延床面積として算定しない。

- (4) 構造及び意匠は次のとおりとする。
- ① 屋根は、当該地区の山小屋の従来からの形式を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。
  - ② 色彩は、周囲の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系統色、屋根は赤錆色、又はこげ茶色（神社色）とすることとする。  
なお、極力木材・石材等の自然材料を使用するものとする。
- (5) その他  
建替、改、増築にあたっては、大規模な切土、盛土や、支障木の伐採を避けることとする。

5 施設内容

- (1) 山小屋の施設は、別表3のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名、部屋名を明示する等利用者が識別できるようにすることとする。
- (2) 休憩者用スペース（別表3の①）は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。
- (3) 常設の特別室（個室形式で特別料金を徴収するような部屋）は設けないこととする。
- (4) 客用の風呂は、原則として設けないこととする。
- (5) 休憩者又は野営者も利用できる外トイレの整備に努めることとする。
- (6) 冬季利用者の多い場所の山小屋においては、避難用として、冬季小屋の設置又は山小屋の一部を利用できるように配慮することとする。
- (7) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観を考慮しつつ、導入について検討することとする。

6 ゴミ処理

山小屋は、極めて優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、周囲の環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

- (1) 収容力に応じたゴミ焼却施設を設けることとし、可燃物（生ゴミを含む）は埋設せず焼却処理することとする。やむを得ず、一時保管する場合は、堅固な容器や建物に収納しておくものとする。
- (2) 空缶、空ビン類の不燃物及び可燃物のうち敷地内で完全焼却処理されないもの等は、搬出し処理することとする。
- (3) 雑排水やし尿についても、適切な処理に努めるものとする。

7 テントの貸出等

テントの貸出及び固定テントの常設は行わないこととする。

8 その他

北アルプス南部地区において実態上山小屋として管理経営がなされている別表2に掲げる施設については、施設の建替等の機会に合わせて順次宿舎事業の執行認可等を受けさせるよう指導するものとする。

適用施設一覧表

(別表1)

(利用計画名)	(事業決定名)		(事業執行名)		(通称)
29 三俣蓮華岳	同	左	同	左	三俣山荘
31 黒部五郎岳	同	左	同	左	黒部五郎小舎
107 燕岳	同	左	同	左	燕山荘
110 双六池	同	左	同	左	双六小屋
111 大天井岳	同	左	大 天 井		町営大天荘
	同	上	同	上	大天井ヒュッテ
112 槍ヶ岳肩	同	左	同	左	槍ヶ岳山荘
113 槍ヶ岳東鎌尾根	同	左	同	左	ヒュッテ大槍
118 常念岳乗越	同	左	同	左	常念小屋
120 西岳	同	左	同	左	ヒュッテ西岳
121 槍沢	同	左	同	左	槍沢ロッジ
122 南岳	同	左	同	左	南岳小屋
124 北穂高岳	同	左	同	左	北穂高小屋
125 涵沢	同	左	同	左	涵沢ヒュッテ
	同	上	同	上	涵沢小屋
127 奥穂高岳	同	左	同	左	穂高岳山荘
128 横尾	同	左	同	左	横尾山荘
130 蝶ヶ岳	同	左	同	左	蝶ヶ岳ヒュッテ
131 岳沢	同	左	同	左	岳沢ヒュッテ
136 西穂高岳	同	左	同	左	西穂山荘
141 徳本峠	同	左	同	左	徳本峠小屋
179 鏡平	同	左	同	左	鏡平山荘
180 槍平	同	左	同	左	槍平小屋
181 笠ヶ岳	同	左	同	左	笠ヶ岳山荘
183 ワサビ平	同	左	同	左	ワサビ平小屋



(別表2)

(利用計画名)	(事業決定名)	(事業執行名)	(通称)
119 槍ヶ岳八合目	同	左	殺生ヒュッテ
132 大滝山	同	左	大滝山荘
139 新中尾峠	同	左	桃岳小屋
140 岩魚留	岩魚留	岩魚留	岩魚留小屋

(注) 下線は、後立山地域管理計画区関係利用計画を示す。

山小屋に関する機能別施設区分表

(別表3)

- ①休憩者用スペース  
売店、喫茶室等
- ②宿泊スペース  
宿泊室等
- ③パブリックスペース：宿泊者用  
食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等
- ④公共性の高いスペース  
山岳警備隊詰所(常駐)、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等
- ⑤管理スペース  
受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等
- ⑥従業員用スペース  
従業員室、管理人室、従業員浴室等
- ⑦その他

(注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する機会が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。

中部山岳国立公園後立山地域  
管理計画検討会検討員名簿

【検討員】

座長 亀山 章 東京農工大学農学部教授  
 平林 国男 大町市立大町山岳博物館顧問  
 土田 勝義 信州大学農学部教授  
 堀田 弘司 (社)日本アルパインガイド協会副会長  
 上条 雅弘 北アルプス北部山小屋組合長(平成6年度)  
 松沢 貞一 北アルプス北部山小屋組合長(平成7年度)  
 田中 弘美 日本山岳会信濃支部長

【関係行政機関】

長野営林局松本営林署長  
 前橋営林局高田営林署長  
 長野県環境自然保護課長  
 新潟県環境保全課長  
 大町市長  
 白馬村長  
 小谷村長  
 糸魚川市長

【幹事】

中部地区国立公園・野生生物事務所長

中部山岳国立公園後立山地域管理計画  
作成経緯及び検討経緯

平成6・7年度 中部山岳国立公園後立山地域管理計画検討会設置

会議名・時期	概要
第1回検討会 平成6年11月1日 ～11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>座長選出 (東京農工大学農学部教授 亀山章)</li> <li>管理計画の趣旨、作成手順等の説明</li> <li>意見交換</li> <li>現地調査(葛温泉、梅池自然園)</li> </ul>
第2回検討会 平成7年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>後立山地域管理計画(骨子)について</li> <li>宿舎事業(山小屋)取扱要領(案)について</li> <li>意見交換</li> </ul>
第3回検討会 平成7年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>後立山地域管理計画(素案)について</li> <li>宿舎事業(山小屋)取扱要領(案)について</li> <li>意見交換</li> </ul>
中央連絡会議 平成8年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>後立山地域管理計画(素案)の説明、質疑応答</li> <li>宿舎事業(山小屋)取扱要領(案)の説明、質疑応答</li> </ul>
第4回検討会 平成8年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>後立山地域管理計画(案)の説明、討議、成案</li> <li>宿舎事業(山小屋)取扱要領(案)の説明、討議、成案</li> </ul>